

国民年金保険料の免除制度

保険料の未納状態が続くと、将来受給することのできる年金額に影響がでる以外にも、不慮の事態が発生した際に、障害基礎年金・遺族基礎年金を受けない場合があります。そのため、経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除となる「保険料免除制度」や猶予となる「納付猶予制度」があります。詳しくは窓口や電話でご相談ください。

ねんきん定期便のペーパーレス化にご協力ください



日本年金機構では、毎年の誕生日に送付している「ねんきん定期便」のペーパーレス化を推進しています。登録はQRコードより、詳細は問合せ先までご確認ください。

町民課からのお知らせ

この宝くじの収益金は、市町村の収入となり、明るくすみよいまちづくりのために活用されます。お求めの際はぜひ埼玉県内の宝くじ売り場で。（PCやスマホからネット購入可）

【サマージャンボ宝くじ】

1等5億円×23本、前後賞各1億円×46本（発売総額690億円・23ユニットの場合）

【サマージャンボミニ】

1等3,000万円×70本、前後賞各1,000万円×140本（発売総額210億円・7ユニットの場合）

○各1枚300円
○発売期間 7月11日（金）～8月11日（月）
○抽せん日 8月21日（木）

町民課からのお知らせ

☎ 0493-62-2154

国民健康保険・後期高齢者医療保険の「資格情報のお知らせ」および「資格確認書」の送付

例年、7月中旬以降に新しい「保険証」を送付していましたが、昨年度中に「保険証」の新規発行が停止されたことに伴い、今年度からは「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」のどちらかが、以下の条件に分かれて送付されます。※後期高齢者医療保険は、マイナンバーカードの保険証利用登録の有無に関わらず、「資格確認書」が送付されます。

- 1. 資格情報のお知らせ（普通郵便での発送）
▼マイナンバーカードをお持ちで、健康保険証利用登録がされている方
- 2. 資格確認書（特定記録郵便での発送）
▼マイナンバーカードをお持ちでない方
▼マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録をされていない方
▼後期高齢者医療保険に加入中の方

どちらも7月中旬以降に送付されます。発送方法が異なるため、到着まで時差が発生する場合がございます。ご了承ください。期限切れの被保険者証等は、町民課まで返却いただくか、ご自身で破棄してください。

保険料通知 令和7年度の保険料通知は、7月中旬頃に通知します。必ずご

国民年金請求書の電子申請を可能とするサービスを開始しました。

電子申請はご自宅等で手続きができるため、窓口での相談は不要です。（約15分で手続きが完了）一定の条件を満たす方には、日本年金機構から送付する「老齢年金請求書」に電子申請のご案内リーフレットが同封されています。ぜひ電子申請をご利用ください。ご不明な点は、川越年金事務所またはねんきんダイヤルへご連絡ください。

国民健康保険税の納税通知書 発送

7月中旬に世帯主宛に発送します。世帯主が職場の健康保険や後期高齢者医療保険の被保険者でも、世帯に国民健康保険の加入者がいる場合、世帯主宛に納税通知書が届きます。（世帯主分の保険税は含まれていません）

国民健康保険税の軽減

▼未就学児に係る均等割の軽減
子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、※未就学児の均等割の5割を軽減します。
※来年の3月末までに7歳を迎えている

国民健康保険税の減免

町民課窓口で登録解除届をご提出していただくことにより、マイナ保険証の登録解除および資格確認書の交付を行います。施設入居やご家庭の事情等、一定の配慮が必要な場合は、申請により利用登録を解除せず資格確認書を交付することも可能です。詳細やご不明点等、町民課までご相談ください。

多子世帯の均等割減免

少子社会への対応及び子育て世帯への町独自の支援策の一環として、第3子以降の子どもの均等割を次の要件のもとに全額減免します。（要申請）
※18歳以下の子どもが3人以上いる世帯で第3子以降の子ども
※来年の3月末までに19歳を迎えていない子どもを指します。

福祉課からのお知らせ

☎ 0493-62-0716

調整給付（不足額給付）

○支給対象者
▼令和7年1月1日時点で嵐山町に住民登録があり、当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年推計所得税額を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた者
対象者には、町から支給申込書、または確認書が発送（7月下旬以降）されます。同封の返信用封筒にて9月30日

保育士向けの就職フェアを開催します

ご興味がある方は、ぜひご来場ください。

○令和6年1月2日（令和7年1月1日に嵐山町に転入されて、調整給付（不足額給付分）の支給対象となりうる方には申請書が送付されます。内容を確認の上、返送してください。本給付金に関する詳細は、問合せ先にご連絡いただくか、町ホームページをご覧ください。

【保育士就職フェア】
1. 大宮会場（ニックスティビル第1展示場）
☎ 7月21日（月）・祝・8月31日（日）12時30分～16時
2. 春日部会場（ふれあいキューブ多目的ホール）
☎ 8月2日（土）12時30分～16時

☎ 048-830-3349

7月は虐待ゼロ推進月間です



虐待を発見した、虐待を受けている、虐待をしてしまったなどの場合は、「埼玉県虐待通報ダイヤル＃7171」に電話してください。（ひかり電話、IP電話、ダイヤル回線を利用の場合0120-80-7171、つながらない場合は048-762-7533へ）
※詳細は県ホームページへ

総務課からのお知らせ

☎ 0493-62-2151

サマージャンボ宝くじ発売のお知らせ

この宝くじの収益金は、市町村の収入となり、明るくすみよいまちづくりのために活用されます。お求めの際はぜひ埼玉県内の宝くじ売り場で。（PCやスマホからネット購入可）

【サマージャンボ宝くじ】

1等5億円×23本、前後賞各1億円×46本（発売総額690億円・23ユニットの場合）

【サマージャンボミニ】

1等3,000万円×70本、前後賞各1,000万円×140本（発売総額210億円・7ユニットの場合）

○各1枚300円
○発売期間 7月11日（金）～8月11日（月）
○抽せん日 8月21日（木）

町民課からのお知らせ

☎ 0493-62-2154

国民健康保険・後期高齢者医療保険の「資格情報のお知らせ」および「資格確認書」の送付

例年、7月中旬以降に新しい「保険証」を送付していましたが、昨年度中に「保険証」の新規発行が停止されたことに伴い、今年度からは「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」のどちらかが、以下の条件に分かれて送付されます。※後期高齢者医療保険は、マイナンバーカードの保険証利用登録の有無に関わらず、「資格確認書」が送付されます。

- 1. 資格情報のお知らせ（普通郵便での発送）
▼マイナンバーカードをお持ちで、健康保険証利用登録がされている方
- 2. 資格確認書（特定記録郵便での発送）
▼マイナンバーカードをお持ちでない方
▼マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録をされていない方
▼後期高齢者医療保険に加入中の方

どちらも7月中旬以降に送付されます。発送方法が異なるため、到着まで時差が発生する場合がございます。ご了承ください。期限切れの被保険者証等は、町民課まで返却いただくか、ご自身で破棄してください。

保険料通知 令和7年度の保険料通知は、7月中旬頃に通知します。必ずご

国民健康保険税の減免

町民課窓口で登録解除届をご提出していただくことにより、マイナ保険証の登録解除および資格確認書の交付を行います。施設入居やご家庭の事情等、一定の配慮が必要な場合は、申請により利用登録を解除せず資格確認書を交付することも可能です。詳細やご不明点等、町民課までご相談ください。

多子世帯の均等割減免

少子社会への対応及び子育て世帯への町独自の支援策の一環として、第3子以降の子どもの均等割を次の要件のもとに全額減免します。（要申請）
※18歳以下の子どもが3人以上いる世帯で第3子以降の子ども
※来年の3月末までに19歳を迎えていない子どもを指します。

福祉課からのお知らせ

☎ 0493-62-0716

調整給付（不足額給付）

○支給対象者
▼令和7年1月1日時点で嵐山町に住民登録があり、当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年推計所得税額を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた者
対象者には、町から支給申込書、または確認書が発送（7月下旬以降）されます。同封の返信用封筒にて9月30日

国民健康保険税の減免

町民課窓口で登録解除届をご提出していただくことにより、マイナ保険証の登録解除および資格確認書の交付を行います。施設入居やご家庭の事情等、一定の配慮が必要な場合は、申請により利用登録を解除せず資格確認書を交付することも可能です。詳細やご不明点等、町民課までご相談ください。

多子世帯の均等割減免

少子社会への対応及び子育て世帯への町独自の支援策の一環として、第3子以降の子どもの均等割を次の要件のもとに全額減免します。（要申請）
※18歳以下の子どもが3人以上いる世帯で第3子以降の子ども
※来年の3月末までに19歳を迎えていない子どもを指します。

福祉課からのお知らせ

☎ 0493-62-0716

調整給付（不足額給付）

○支給対象者
▼令和7年1月1日時点で嵐山町に住民登録があり、当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年推計所得税額を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた者
対象者には、町から支給申込書、または確認書が発送（7月下旬以降）されます。同封の返信用封筒にて9月30日

小川赤十字病院

看護師（正看・准看）
看護助手
訪問看護師

看護師さんは夜勤なしの日勤のみ勤務も可能です！
看護助手さんも勤務時間の相談ができます！

募集の詳細はQRから

大募集中です！

一緒に働きませんか？

◎お気軽にお問い合わせください◎
☎ 0493-72-2333 人事課 採用担当まで

